

議案第 4 8 号

市川市使用料条例の一部改正について

市川市使用料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 0 年 2 月 1 8 日提出

市川市長 千 葉 光 行

市川市条例第 号

市川市使用料条例の一部を改正する条例

市川市使用料条例(平成 1 1 年条例第 3 9 号)の一部を次のように改正する。

別表第 8 施設使用料(貸切りの場合)の表を別紙のように改める。

別表第 8 備考 2 を削り、同表備考 3 中「及び備考 2 」を削り、同表備考 3 を同表備考 2 とし、同表備考 4 中「、備考 2 及び備考 3 」を「及び備考 2 」に改め、同表備考 4 を同表備考 3 とする。

別表第 1 1 プール施設使用料の表中「プール施設使用料」を削る。

別表第 1 1 備品使用料の表を削る。

附 則

この条例は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

施設使用料（貸切りの場合）

区 分					1時間当たりの額		
国 府 台 市 民 体 育 館	第 1 体 育 館	全 面 を 使 用 す る 場 合	入 場 料 そ の 他 こ れ に 類 す る 金 銭 を 徴 収 し な い 場 合	アマチュアス ポーツに使用 する場合	一 般	2,250円	
					学 生	1,120円	
				アマチュアスポーツ以 外に使用する場合		7,500円	
			入 場 料 そ の 他 こ れ に 類 す る 金 銭 を 徴 収 す る 場 合	アマチュアスポーツに 使用する場合		12,750円	
		アマチュアスポーツ以 外に使用する場合		25,500円			
		4 分 の 3 面 の み を 使 用 す る 場 合	入 場 料 そ の 他 こ れ に 類 す る 金 銭 を 徴 収 し な い 場 合	アマチュアス ポーツに使用 する場合	一 般	1,680円	
					学 生	840円	
				アマチュアスポーツ以 外に使用する場合		5,620円	
	入 場 料 そ の 他 こ れ に 類 す る 金 銭 を 徴 収 す る 場 合		アマチュアスポーツに 使用する場合		9,560円		
		アマチュアスポーツ以 外に使用する場合		19,120円			
	2 分 の 1 面 の み を 使 用 す る 場 合	入 場 料 そ の 他 こ れ に 類 す る 金 銭 を 徴 収 し な い 場 合	アマチュアス ポーツに使用 する場合	一 般	1,120円		
				学 生	560円		
			アマチュアスポーツ以 外に使用する場合		3,750円		
		入 場 料 そ の 他 こ れ に 類 す る 金 銭 を 徴 収 す る 場 合	アマチュアスポーツに 使用する場合		6,370円		
	アマチュアスポーツ以 外に使用する場合		12,750円				
	4 分 使 を	入 場 料 そ の 他 こ れ に 類 す る	アマチュアス ポーツに使用 する場合	一 般	560円		
学 生				280円			

		金銭を徴収しない場合	アマチュアスポーツ以外に使用する場合		1,870円
		入場料その他これに類する金銭を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する場合		3,180円
			アマチュアスポーツ以外に使用する場合		6,370円
第2 体育館	入場料その他これに類する金銭を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合	一般		1,120円
			学生		560円
		アマチュアスポーツ以外に使用する場合		3,750円	
	入場料その他これに類する金銭を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する場合		6,370円	
		アマチュアスポーツ以外に使用する場合		12,750円	
	会議室				
柔道場			一般		520円
			学生		260円
剣道場			一般		520円
			学生		260円
信篤市	全面を使用する場合	一般			1,570円
		学生			780円

民 体 育 館	2 分 の 1 面 の み を 使 用 す る 場 合	一 般			7 8 0 円
		学 生			3 9 0 円
第 1 体 育 館	全 面 を 使 用 す る 場 合	入 場 料 そ の 他 こ れ に 類 す る 金 銭 を 徴 収 し な い 場 合	アマチュアスポーツに使用する 場合	一 般	2,250円
				学 生	1,120円
			アマチュアスポーツ以外 に使用する場合		7,500円
		入 場 料 そ の 他 こ れ に 類 す る 金 銭 を 徴 収 す る 場 合	アマチュアスポーツに使用 する場合		12,750円
			アマチュアスポーツ以外 に使用する場合		25,500円
		4 分 の 3 面 の み を 使 用 す る 場 合	入 場 料 そ の 他 こ れ に 類 す る 金 銭 を 徴 収 し な い 場 合	アマチュアスポーツに使用する 場合	一 般
				学 生	840円
			アマチュアスポーツ以外 に使用する場合		5,620円
	入 場 料 そ の 他 こ れ に 類 す る 金 銭 を 徴 収 す る 場 合		アマチュアスポーツに使用 する場合		9,560円
			アマチュアスポーツ以外 に使用する場合		19,120円
	2 分 の 1 面		入 場 料 そ の 他 こ れ に 類 す る 金 銭 を 徴 収 し な い 場 合	アマチュアスポーツに使用する 場合	一 般
				学 生	560円
		アマチュアスポーツ以外 に使用する場合		3,750円	

塩浜市民体育館

のみを使用する場合	入場料その他これに類する金銭を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する場合		6,370円
		アマチュアスポーツ以外に使用する場合		12,750円
4分の1面のみを使用する場合	入場料その他これに類する金銭を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合	一般	560円
			学生	280円
	アマチュアスポーツ以外に使用する場合		1,870円	
	入場料その他これに類する金銭を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する場合		3,180円
アマチュアスポーツ以外に使用する場合		6,370円		
第2体育館	入場料その他これに類する金銭を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合	一般	550円
			学生	270円
	アマチュアスポーツ以外に使用する場合		1,870円	
	入場料その他これに類する金銭を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する場合		3,180円
アマチュアスポーツ以外に使用する場合		6,370円		
第1会議室				220円
第2会議室				100円
第1武道場			一般	520円
			学生	260円
第2武道場			一般	520円

	学 生	2 6 0 円
相 撲 場	一 般	5 2 0 円
	学 生	2 6 0 円
テニスコート	一 般	2 2 0 円
	学 生	1 1 0 円

理 由

市民サービスの向上を図るため、市民体育館を分割して使用する際の使用料の額を定めるとともに、市民プールのコインロッカーの使用料を無料とする必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。